

診療報酬に係る医療加算について

■医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者のみなさまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算算定医療機関)です。国が定めた診療報酬算定案件に従い、診療情報点数を算定します。

■医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DX推進について積極的に取り組んでいます。

- ・医療費のオンライン請求を導入しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証を使用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施しております。

■ベースアップ評価料

産業全体で賃上げが進む中、医療スタッフの待遇改善を行い、人材確保に努め、良質な医療提供を継続することができるようにするための取組として新設されました。ご理解くださいますよう、お願い致します。

■一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、商品名だけでなく一般名(有効成分の名前)で処方する場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすいになります。

■外来感染対策向上加算

- ・当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の外来診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しています。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・当院は、東京臨海病院との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

■夜間・早朝等加算

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯に来院し、受付した方に対して初診料または再診料に『夜間・早朝等加算』50点を算定します。

(健康保険の自己負担割合3割の方は150円)

下記時間帯のご予約を取られた方も算定の対象となります。

平日午後6時以降/土曜日 正午以後/日曜日

院長